

建築基準法の一部改正に伴う地区計画等の記載の補正について

(国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画)

1. 概要

・建築基準法の一部を改正する法律が施行され、大規模火災による被害など、近年における建築物をめぐる状況から、より合理的かつ実効的な建築規制制度の構築のため、建築物の防火改修・建替え等による市街地の安全性の確保、建築物の用途の制限に係る特例許可手続きの簡素化、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化等の改正がおこなわれました。(平成30年9月25日施行及び令和元年6月25日施行)

また、法律改正に伴い、守口市国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例も改正しました。(令和元年9月30日施行)

・法律及び条例の改正に併せ、東部大阪都市計画地区計画(国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画)においても、防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の技術的基準の見直しと整合を図るため、地区計画等の方針に定める事項を補正するものです。

2. 補正する内容(概要)

・延焼防止性能に関する技術的基準に適合する建築物に係る制限の合理化

3. 地区計画等の方針の新旧対照表

| | | | 補正後 | 補正前 |
|--------|-----------|---------------|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物に関する事項 | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 10分の6 ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、10分の8とする。 (1)から(5)まで略 (6)延べ面積が500平方メートルを超える建築物にあっては 耐火建築物等 とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物にあっては 耐火建築物等又は準耐火建築物等 とすること。 | 10分の6 ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、10分の8とする。 (1)から(5)まで略 (6)延べ面積が500平方メートルを超える建築物にあっては 耐火建築物 とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物にあっては 耐火建築物又は準耐火建築物若しくは建築基準法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物 にすること。 |